

第17章 課徴金納付命令

I 課徴金制度について

1. 経緯等

証券市場への信頼を害する違法行為又は公認会計士・監査法人による虚偽証明に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、平成17年4月（公認会計士法については20年4月）から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入した。

(注) 制度の対象とする違反行為

(1) 金融商品取引法

① 不公正取引

(インサイダー取引、相場操縦(仮装・馴合売買、違法な安定操作取引等)、風説の流布・偽計)

② 情報伝達・取引推奨行為

③ 有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等（発行開示義務違反）

④ 有価証券報告書等の不提出・虚偽記載等（継続開示義務違反）

⑤ 公開買付開始公告の不実施、公開買付届出書等の虚偽記載等

⑥ 大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等

⑦ プロ向け市場等における特定証券等情報の不提供等、虚偽等及び発行者等情報の虚偽等

⑧ 虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為等

(2) 公認会計士法

ア. 公認会計士

① 公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

② 公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

イ. 監査法人

① 監査法人の社員が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

② 監査法人の社員が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

金融庁では、これら課徴金制度の運用を行うための体制整備として、17年4月1日付で、審判官を発令するとともに、総務企画局総務課に審判手続室を設置した。

2. 課徴金納付命令までの手続（資料17-1参照）

(1) 金融商品取引法

- ① 証券取引等監視委員会が調査を行い、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告を行う。
- ② これを受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金融庁長官に提出する。
- ③ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

(2) 公認会計士法

- ① 金融庁長官が調査を行い、課徴金の対象となる虚偽証明の事実があると認める場合には、審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金融庁長官に提出する。
- ② 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

II 課徴金納付命令等の状況（資料17-2参照）

1. 課徴金納付命令の実績

29 事務年度においては、不正取引事件 28 件及び開示書類の虚偽記載等事件 3 件について課徴金納付命令の決定を行い、金融庁ウェブサイトにて、その概要を公表した。

(1) 金融商品取引法

事務年度	不正取引	開示書類の 虚偽記載等	合計
17 事務年度～ 24 事務年度	170 件	80 件	250 件
25 事務年度	40 件	8 件	48 件
26 事務年度	40 件	8 件	48 件
27 事務年度	32 件	6 件	38 件
28 事務年度	47 件	4 件	51 件
29 事務年度	28 件	3 件	31 件

(2) 公認会計士法

事務年度	公認会計士	監査法人	合計
27 事務年度	0 件	1 件	1 件

2. 審判期日等の実績

- (1) 日東電工(株)株式に係る相場暴落（平成26(判)33）

27年 1月16日 開始決定
28年 5月26日 第1回審判期日
28年 8月 5日 第2回審判期日
28年10月27日 第3回審判期日
29年 7月28日 第4回審判期日
29年10月18日 第5回審判期日
30年 1月11日 第6回審判期日
30年 3月16日 第7回審判期日
30年 6月11日 課徴金納付命令

(2) (株) &C メディカルサイエンスによる新株予約権証券の無届募集 (平成28(判)47)

29年 3月24日 開始決定
30年 1月18日 審判期日
30年 4月23日 課徴金納付命令

(注) これまでに審判期日が開催され、29 事務年度中に審判手続 (審判期日) が終結したものの。